

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年11月5日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかではないが、下記の理由から、本件処分を取り消すべきと主張しているものと解される。

請求人は、費用返還に応じるつもりはなかったにもかかわらず、区役所職員及び施設職員が、本件処分に係る納入通知書を用いて、勝手に請求人の預金から費用返還の支払を行った。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2 年 1 月 8 日	諮問
令和 2 年 2 月 1 8 日	審議（第 4 2 回第 4 部会）
令和 2 年 3 月 1 7 日	審議（第 4 3 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法 4 条 1 項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 収入の認定

ア 次官通知

地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知）の第 8 ・ 3 ・ (2) ・ ア ・ (ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

イ 局長通知

地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。ただし、平成 31 年 3 月 29 日社援発 0329 第 36 号厚生労働省社会・援護局長通知による改正前のもの）第 8・1・(4)・アによれば、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、6 か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

ウ 問答集

「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 13-2（答）によれば、収入の増加が事後になって明らかになり、扶助費の額を遡及的に保護変更処分により減額変更する必要がある場合でも、行政処分の安定性の要請等から、遡及変更の限度は 3 か月程度と考えられるべきであるとされている。

したがって、年金収入が事後的に明らかになった場合、収入認定を行って保護変更処分を行えるのは、発見月の前々月までを限度とすべきであることとなる。

また、問答集問 13-4（答）によれば、発見月からその前々月の分であっても法 63 条の規定による返還として決定しても差し支えないとされている。

なお、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

(3) 費用返還義務

ア 法

法 63 条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を

支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 課長通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされている。

また、課長通知1・(2)・(ウ)によれば、遡及受給した年金収入に係る法63条の規定に基づく費用返還の取扱いにおいて、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。」とされている。

2 本件処分 of 検討

(1) 法63条の規定の適用

請求人は、処分庁により保護が開始された当時から、既に本件年金を受給する権利を有していたことが認められる。その場合、本来は、年金受給権取得当初から裁定請求を行って現実の給付を受けることができるものであるから、法4条1項の規定の趣旨からすれば、当該年金受給による収入を、最低限度の生活を賄うために活用すべきであり、保護は、当該収入及び他の収入・資産の活用によってもなお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである。

ところで、本件年金については、裁定請求の手續が遅れたため、

平成30年10月に至って、平成25年6月から平成30年7月までの間に支給事由が発生した分が一括して支給されたことが認められる。また、平成30年8月及び9月分の年金が、同年10月の定期支払分として支給されたため、処分庁は、当該支給額を、同年10月及び11月の各月121,437円に分割して収入認定していることが認められる。

上記事実を踏まえ、処分庁は、請求人において、法63条に規定する「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するとして、本件処分により、保護開始時から平成30年7月までの間に請求人に過大に支給された保護費の範囲で、本件返還額（6,300,892円）を決定したものと認められる。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであるから（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）、処分庁が、本件において、上記のとおり法63条の規定を適用して本件処分を行ったことに、違法・不当な点はないものといえることができる。

(2) 本件処分による返還金額

本件処分による返還金額を決定するに当たって、処分庁は、別紙「返還金額算定表」のとおり、返還金額を算出したことが認められる。すなわち、各返還対象月（平成29年7月から平成30年7月までの各月）において、資力総額が当該各月の支給済保護費を上回る場合は、支給済保護費に相当する額を返還金額とし、資力総額が支給済保護費を下回る場合は、資力総額に相当する額を当該各月の返還金額としていることが認められ、当該各算出の方法は、上記1の法令等の定めを照らして正当であるといえる。

ところで、本件年金通知書によれば、請求人の返還対象期間にお

ける年金受給額は6,300,893円であるが、他方で、本件返還額は6,300,892円であるため、両額には1円の差があることが認められる。処分庁によれば、上記の差額は、収入認定の過程における端数処理の影響で生じたものとされる。すなわち、処分庁は、平成29年7月から平成30年7月までの各月における収入認定を行う際に、同期間の年金額（年額）1,457,245円を12月で除して得た額（121,437.0833…）に端数の切捨処理を行ったもの（121,437円）を認定額としたため、その切り捨てられた値の集積が1円の差を生じさせたということである。

この点について念のため付言するに、上記端数処理は、結果として、請求人にとって有利な取扱いであり、かつ、処理方法としても不合理とはいえないのであるから、上記差額（1円）が生じたからといって本件処分に違法又は不当な点があるとはいえない。

(3) 小 括

上記(1)及び(2)のとおり、本件処分には、違法・不当な点は認められない。

3 請求人の主張

請求人は、費用返還に応じるつもりはなかったにもかかわらず、区役所職員及び施設職員が、本件処分に係る納入通知書を用いて、勝手に請求人の預金から費用返還の支払を行った旨の主張をしている。しかし、支払をした際の事情は、本件処分の違法性・不当性に関係はない。

したがって、請求人の主張は採用できない。

なお、提出された各記録によれば、請求人は十分に説明を受けた上で、印鑑を持参して職員とともに金融機関へ赴き、預金を引き出し、本件返還金額を納付していることが認められる。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙(略)